

富士山静岡空港における公共施設等運営権制度導入に係る実施方針の策定

静岡県では、民間ならではの創意工夫を最大限発揮することにより、経営の効率化やサービス向上を図り、利用者の利便性を高めることを目的に、開港当初から民活化を基本的な方向とするとともに、公共施設等運営権制度を活用した民間主体の空港運営の実現に向けて取組を進めてきました。

このたび、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」第 5 条第 1 項及び第 17 条の規定に基づき、「富士山静岡空港特定運営事業等実施方針」を策定し、同法第 5 条第 3 項の規定により公表します。

1 公共施設等運営権制度導入の目的

県では、公共施設等運営権制度を導入することで、行政による空港「管理」から民間による空港「経営」へ転換することにより、県民にとってより便利で、多くの方で賑わい、県内経済発展へ大きく貢献する空港になることを目指すとともに、空港の管理運営等に係る県費負担の削減を図ることを目的としています。

(1) 空港の更なる活性化と県内経済発展への貢献

- ・民間のノウハウ、ネットワークによる空港運営にとどまらない幅広い事業展開
- ・空港と地域資源を生かした観光誘客や産業交流の促進

(2) 県民の利便性と利用者満足度の向上

- ・民間の創意工夫と臨機応変な営業活動による航空路線の充実
- ・利用者の要望に応じた迅速な改善対応による空港内サービスの向上

(3) 県民負担の軽減

- ・空港の経営に関する業務・収支の一元化による効率化と収益力向上に伴う県費投入の削減

2 実施方針の概要

| | |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業範囲等 | <ul style="list-style-type: none">・運営権者は、空港運営に係る業務（滑走路等の基本施設及び旅客ターミナルビルの管理運営等）を一体的に実施・運営権者は、着陸料その他の料金を自ら設定・収受・対象とする事業場所は空港設置管理条例に基づき公示された空港区域 |
| 事業期間 | <ul style="list-style-type: none">・当初 20 年間 (オプション延長 20 年以内、不可抗力等による延長を含め最長 45 年間) |
| 事業方式 | <ul style="list-style-type: none">・選定事業者（優先交渉権者）が富士山静岡空港(株)の株式を取得・現株主が発行済株式総数の 20%を継続保有 |
| 更新投資 | <ul style="list-style-type: none">・社会資本である空港の基本的機能や安全性を維持するため、基本施設等の更新投資費用は、県が定める金額を上限に、一定程度を県が負担・旅客ターミナルビル等の更新投資費用は、運営権者が全額負担 |

3. 実施方針に関する意見の受付

(1) 受付期間

平成29年4月27日（木）8:30 から 平成29年5月11日（木）17:00 まで（必着）

(2) 提出方法

実施方針に関する意見の内容を簡潔にまとめ、意見書（別添様式）に記入し、電子メールにより提出願います。

(3) 提出先

静岡県文化・観光部空港振興局空港政策課

電子メールアドレス：airport-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp

4. 今後の予定

- ・平成29年5月 募集要項等の公表（公募の開始）
- ・平成30年3月 優先交渉権者の選定
- ・平成30年度 運営権の設定、実施契約の締結
- ・平成31年度 新たな運営体制へ移行

（実施方針等掲載URL）

<http://www.mtfuji-shizuokaairport.jp/>

【問合せ先】

静岡県文化・観光部空港振興局空港政策課経営企画班

電話番号 054-221-3276・3273

FAX番号 054-221-2159

E-mail airport-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp